

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況(令和6年4月～令和7年3月)

当施設では、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、今後も毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

所定疾患施設療養費について

1.対象となる入所者は次のいずれかに該当する方です。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ・蜂窩織炎

2.上記にて治療が必要になった入所者の方に対して、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。また、1回に連続する10日を限度として算定します。

3.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。

5.算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

病名		令和6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月
肺炎	件数	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1
	日数	0	1	6	5	2	0	0	0	0	4	0	1
尿路感染	件数	2	9	8	5	11	5	3	7	6	8	4	5
	日数	14	65	50	30	65	27	15	43	39	50	21	24
帯状疱疹	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	日数	0	0	2	0	0	0	0	0	7	0	0	0
蜂窩織炎	件数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	日数	7	0	0	0	0	0	0	0	4	0	5	0
合計	件数	3	10	10	6	12	5	3	7	8	9	5	6
	日数	21	66	58	35	67	27	15	43	50	54	26	25